

2025 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名	ウリドキ株式会社
(コード番号 418A 名証ネクスト)	
代表者名	代表取締役 木暮 康雄
問合せ先	取締役CFO経営管理本部長 三輪 衛
T E L	050-3181-6247
U R L	https://uridoki.co.jp/

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2025 年 9 月 2 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2025 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 935.00 円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 28,050,000 円
- (3) 仮 条 件 1,100 円から 1,200 円
- (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 等

仮条件は、当社の事業内容、経営成績、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、機関投資家等の意見及び需要見通し、現在のマーケット環境等の状況、最近の新規上場株のマーケットにおける評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 935.00 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 46,750,000 円

ご注意：この文章は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」
をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1.公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- | | | |
|---------|--------|--------------------------------|
| ①募集株式の数 | 当社普通株式 | 30,000 株 |
| ②売出株式数 | 当社普通株式 | 引受人の買取引受による売出し 332,400 株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し 50,000 株 (※) |

- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 9 月 18 日 (木曜日) から
2025 年 9 月 25 日 (木曜日) まで

- (3) 価 格 決 定 日 2025 年 9 月 26 日 (金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

- (4) 募 集 ・ 売 出 期 間 2025 年 9 月 29 日 (月曜日) から
2025 年 10 月 2 日 (木曜日) まで

- (5) 払 込 期 日 2025 年 10 月 6 日 (月曜日)

- (※) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である木暮康雄(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025 年 9 月 2 日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 50,000 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、主幹事会社は、2025 年 10 月 7 日から 2025 年 10 月 29 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2.ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である木暮康雄、当社株主であるパズー株式会社、株式会社ニキティス、田中祥太郎及び木暮正彦は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 4 月 4 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の役員かつ新株予約権者である木暮康雄、田中祥太郎、鈴木祐太、三輪衛及び渡會拓馬は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 4 月 4 日までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等を行わない旨合意しております。

ご注意：この文章は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」
をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

更に、当社株主であるディップ株式会社、株式会社ラサ、TSVF 1 投資事業有限責任組合、アコード・ベンチャーズ 1 号 CF 投資事業有限責任組合、株式会社エルテスキヤピタル及び株式会社丸喜堂は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後 90 日間（2026 年 1 月 4 日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、売却価格が「第 1 募集要項」における発行価格の 1.5 倍以上であって、主幹事会社を通じて行う株式会社名古屋証券取引所で行う売却等を除く。）を行わない旨を合意しています。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025 年 9 月 2 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文章は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」
をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。